

なるほど BOOK

平成27年
10月改訂版





子ども・子育て支援新制度は、 「量」と「質」の両面から 子育てを社会全体で支えます。



消費税率引き上げによる増収分を活用します

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める
「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートしました。

この新制度の実施のために、消費税率引き上げによる増収分が活用されます。
貴重な財源を活かして、社会全体で子どもの育ち、子育てを支えます。



もっとも身近な市町村が中心となって進めます

市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、
5年間を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」をつくります。

都道府県や国は、こうした市町村の取組を制度面、財政面から支えます。

目次	新制度で増える教育・保育の場	03
	認定について	05
	施設などの利用について	07
	保育料について	08
	地域の子育て支援の充実	09
	よくある質問	13



支援の **量** を拡充！

必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指します。

- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意。
教育・保育や子育て支援の選択肢を増やします。（地域の実情により異なります）
- 1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、
待機児童の解消に向け教育・保育の受け皿を増やします。

支援の **質** を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。

たとえば・・・

幼稚園や保育所、認定こども園 などの職員配置の改善

- 子どもたちにより目が行き届くように、
職員1人が担当する子どもの数を改善します。

（ 3歳の子どもと職員の割合を、
従来の20人に対して1人から、
15人に対して1人にする など ）

幼稚園や保育所、認定こども園 などの職員の処遇改善

- 職員の処遇改善を行い、職場への定着
及び質の高い人材の確保を目指します。

（ 職員の給与を増やしたり、研修
を充実するなどキャリアアップ
の取組を推進する など ）

※児童養護施設など、社会的な養護を必要とする子どもたちが生活する施設などの改善にも消費税が使われます。





新制度で増える教育・保育の場

地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ります。

また、新たに「地域型保育」ができました。

幼稚園

3～5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための
幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、
園により午後や土曜日、夏休みなどの
長期休業中の預かり保育などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

認定こども園

0～5さい



幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、
地域の子育て支援も行う施設

0～2さい

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。

▶06ページ参照

3～5さい

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする
場合は夕方までの保育を実施。
園により延長保育も実施。

利用できる保護者

制限なし。

2つの
ポイント

①

3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく
教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、
通いなれた園を継続して利用できます。

②

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、
子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

保育所

0～5さい



就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

NEW

地域型保育

0～2さい



保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、 0～2歳の子どもを保育する事業

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設
(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

4つの
タイプ

① 家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、
少人数(定員5人以下)を
対象にきめ細かな保育を行います。

② 小規模保育

少人数(定員6～19人)を対象に、
家庭的保育に近い雰囲気のもと、
きめ細かな保育を行います。

③ 事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、
従業員の子どもと地域の子どもを
一緒に保育します。

④ 居宅訪問型保育

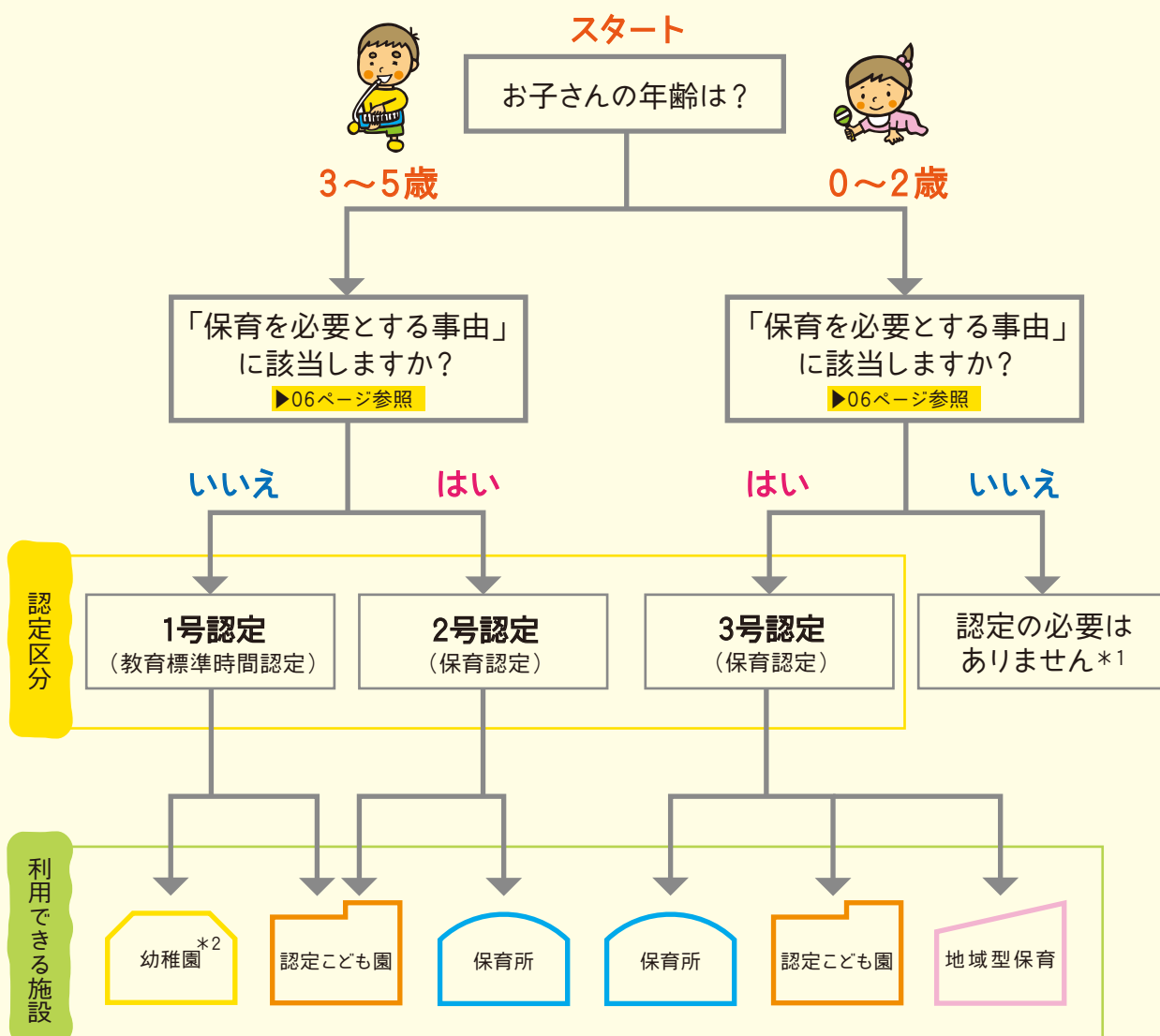
障害・疾患などで個別のケアが
必要な場合や、施設が無くなった地域で
保育を維持する必要がある場合などに、
保護者の自宅で1対1で保育を行います。



認定について

施設などの利用を希望する場合は、
お住まいの市町村から利用のための
認定を受ける必要があります。

あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？



*1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。▶09～10ページ参照

*2 新制度に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

●共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合は？



共働きでも幼稚園での教育を希望される場合は、
1号認定を受けることになります。

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号・3号認定）に当たっては、以下の2点が考慮されます。

1 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当する必要があります。

（ は新たに加えられた事由）

- ☐ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- ☐ 妊娠、出産
- ☐ 保護者の疾病、障害
- ☐ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ☐ 災害復旧
- ☐ 求職活動（起業準備を含む）
- ☐ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ☐ 虐待やDVのおそれがあること
- ☐ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ☐ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



2 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- a 「保育標準時間」利用 ▶ 最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間）
- b 「保育短時間」利用 ▶ 最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間）

※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。



[具体的な運用については、お住まいの市町村にご確認ください。]



施設などの利用について

施設などの利用手続きは、
認定区分によって異なります。

利用手続きの基本的な流れ（イメージ）

1号認定の場合 （幼稚園、認定こども園）



1 幼稚園などの施設に
直接申込みを行います。
※市町村が必要に応じて利用支援をします。

2 施設から入園の内定を受けます。
※定員超過の場合などには面接などの選考あり

3 施設を通じて市町村に認定を
申請します。

4 施設を通じて市町村から
認定証が交付されます。

5 施設と契約をします。

2号・3号認定の場合 （保育所、認定こども園、 地域型保育）



1 市町村に直接認定を申請します。
※「3 利用希望の申込み」も同時にできます。

2 市町村が「保育の必要性」を
認めた場合、認定証が交付されます。

3 市町村に保育所などの利用希望の
申込みをします。
（希望する施設名などを記載）

4 申請者の希望、保育所などの状況に
応じ、保育の必要性の程度を
踏まえ、市町村が利用調整をします。

5 利用先の決定後、契約となります。

利用調整とは

市町村が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行うこと。

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。



[利用手続きの詳細については、お住まいの市町村にご確認ください。]



保育料について

認定区分や保護者の所得に応じて、
保育料が決まります。

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。

1 保育料は保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）を基に算出されます。

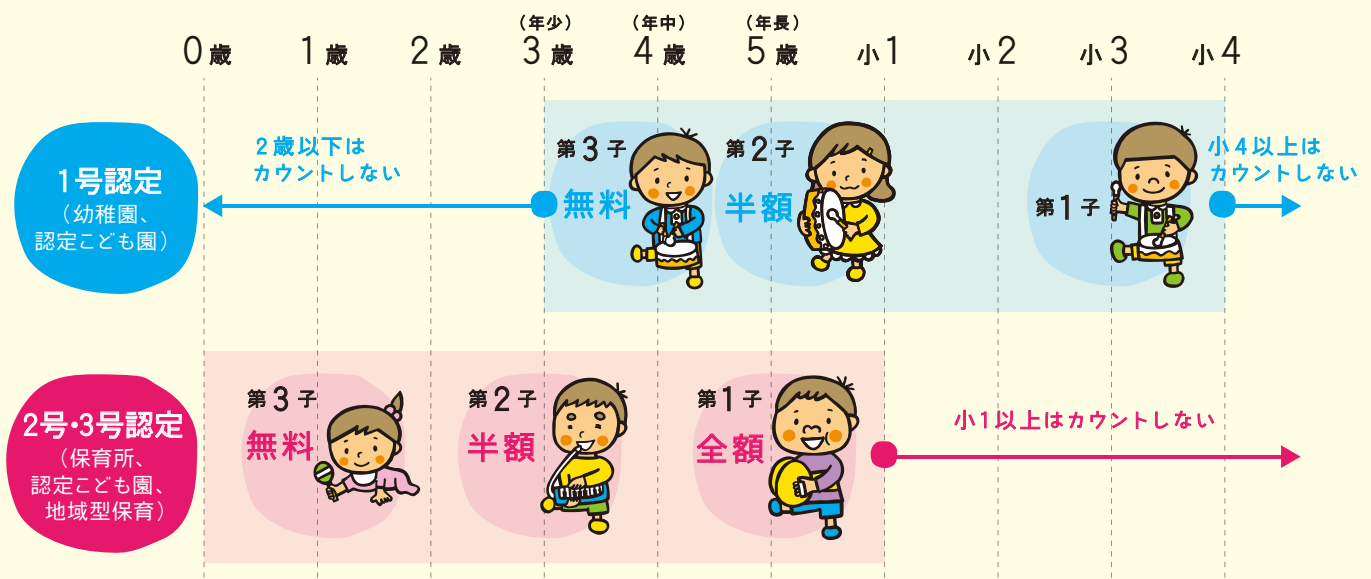
※施設によっては基本となる保育料のほか、スクールバス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。

2 新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。



3 きょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

1号認定（幼稚園、認定こども園）と2号・3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育）で
カウントの方法が異なります。



※きょうだいで通園する施設が異なる（認定区分が異なる）場合も、カウントの方法は同じです。

【例】第1子が小3、第2子が5歳（1号認定）で幼稚園を利用、第3子が3歳（2号認定）で保育所を利用している場合

➡ 第2子：小3以下で数えて第2子カウントになるので半額

➡ 第3子：小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額



地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭を対象に、
地域のニーズに応じた
様々な子育て支援を充実します。

利用者支援

- 子育て家庭や妊産婦がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをします。

※詳細は11ページ

放課後児童クラブ

- 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようにしている取り組みです。

※詳細は12ページ

地域子育て支援拠点

- 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。
- 公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となって行います。

一時預かり

- 急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時などに、保育所などの施設や地域子育て支援拠点などで子どもを預かります。
- 幼稚園で在園児を昼過ぎごろまでの教育時間終了後や、土曜日などに預かります。

病児保育

- 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。
- 保育所などの施設によっては、保育中の体調不良児を、保護者の迎えまで安静に預かることもあります。

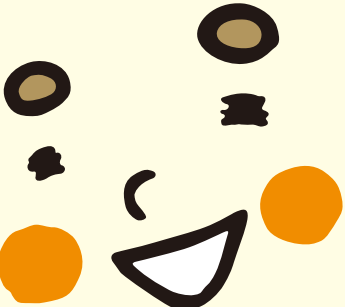


ファミリー・サポート・センター

- 乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。

子育て短期支援

- 保護者の出張や冠婚葬祭、病気などにより、子どもの保育ができない場合に、短期間の宿泊で子どもを預かります。
- 平日の夜間などに子どもの保育ができない場合に、一時的に子どもを預かります。



養育支援訪問

- 養育支援が特に必要なご家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、ご家庭の適切な養育の実施を確保します。

乳児家庭全戸訪問

- 生後4か月までの乳児のいる全てのご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。



妊婦健康診査

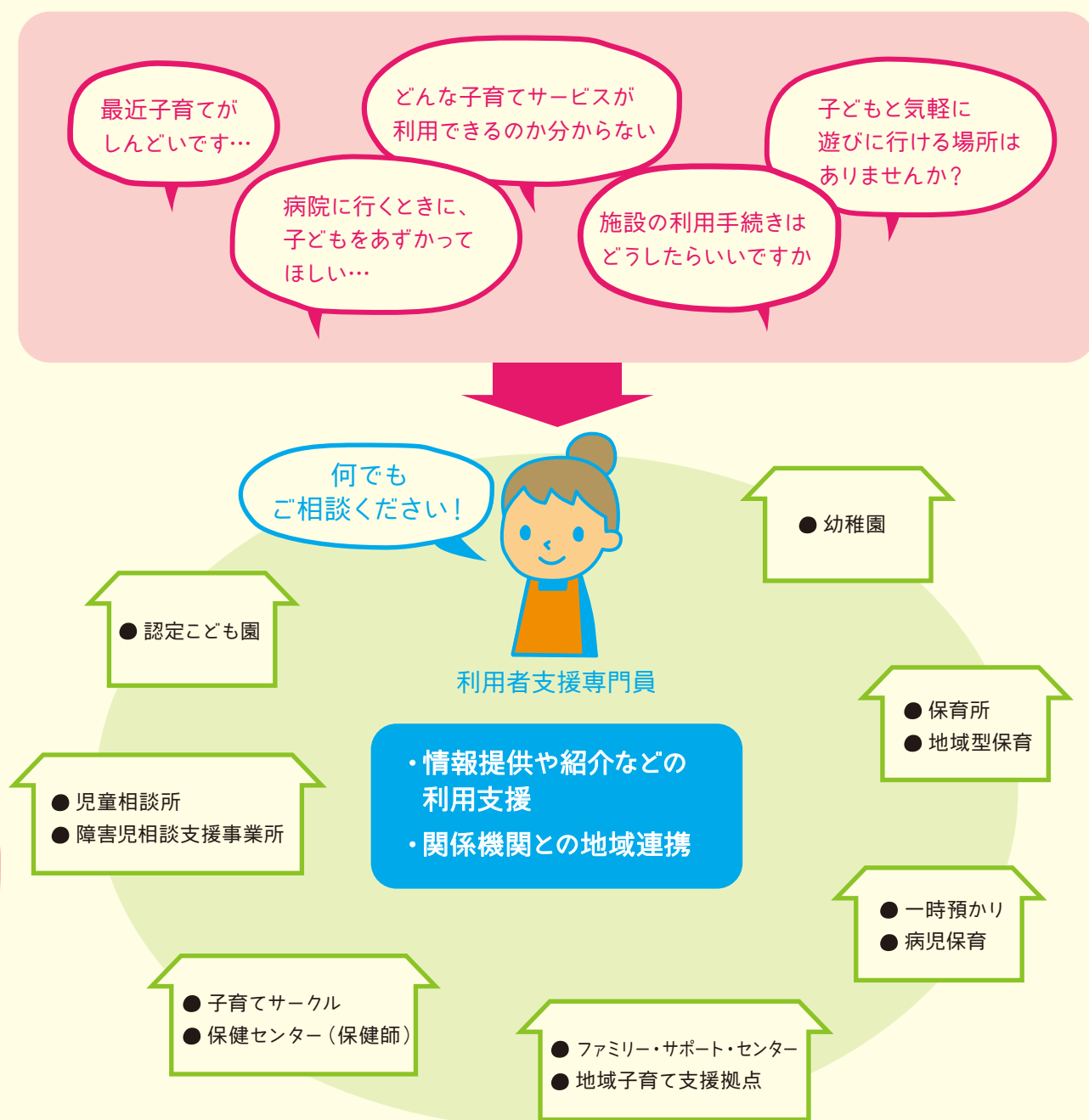
- 妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

〔実際にどのような支援が提供されるかは、お住まいの市町村にご確認ください。〕

●利用者支援

子育てに関することなら、どなたでも気軽に相談できます。

- 子育て家庭や妊産婦がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。
- 地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で、専任職員が相談などを受け付けます。
- 子育て支援などの関係機関とのネットワークを構築し、地域の課題に応じて、子育て資源の開発を行います。



●放課後児童クラブ

小1の壁を解消します。

- 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができる取組みです。
- 職員や施設・設備について新たな基準を設け、質の向上を図っていきます。
また、小学校6年生まで対象とするほか、開所日・開所時間を広げるなど、より使いやすくなります。
- 今後は「放課後子ども総合プラン（平成26年7月31日策定）」に基づき、放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備を進めていきます。



放課後子ども総合プランの概要

小1の壁を打破します。

放課後児童クラブの拡充



平成26年度から
平成31年度末までに
約**30万人分**を
新たに整備

次代を担う人材を育成します。

放課後子供教室*
の充実

*すべての児童を対象とした
学習支援・多様なプログラム

一体型*の放課後児童クラブ・
放課後子供教室を推進

*同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後
児童クラブの児童を含めた全ての児童が放課
後子供教室の活動プログラムに参加できるもの



全小学校区（約2万か所）で
一体的に、または連携して実施し、
うち**1万か所以上**を一体型で実施

〔具体的な運用については、お住いの市町村にご検討ください。〕

よくある質問

Q 認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設とありますが、具体的に、どのように教育・保育がなされるのですか？

A 3歳以上の子どもについては、保育を必要とする2号認定の子ども（保育所の利用対象の子ども）と、それ以外の1号認定の子ども（幼稚園の利用対象の子ども）とが、基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。この教育・保育は、小学校就学までの発達の連続性や生活リズムの多様性に配慮した内容です。

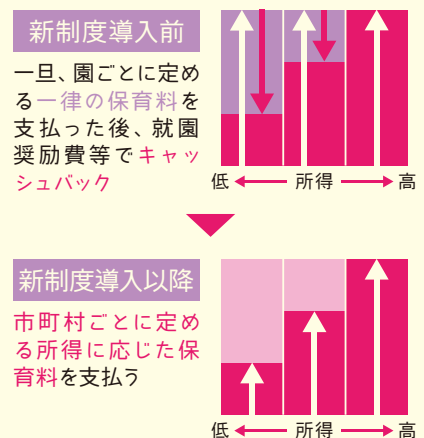


Q 幼稚園の預かり保育を利用していますが、新制度でも利用できますか？

A 幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」としてご利用いただけます。利用料などは園におたずねください。

Q 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか？

A 幼稚園では従来、園ごとに定める一律の保育料を支払ったあと、就園奨励費により所得に応じた支援が行われる仕組みでした。新制度では、保育料自体が、市町村ごとに定める所得に応じた負担額となります。なお、新制度に移行していない私立幼稚園を利用している場合は従来通りです。



Q 地域型保育を利用した場合、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか？

A 0-2歳児を対象とする地域型保育には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育所）を設定することとしています。

地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けることなどにより、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っていきます。なお、連携施設が設定されていないこともあります。その場合は市町村が受入先を調整するなど支援を行います。また行き先がない場合には、特例として地域型保育を継続して利用することもできることとしています。



Q 保育所などの施設に預けずに、家庭で育児をしています。
どんな支援が受けられますか？

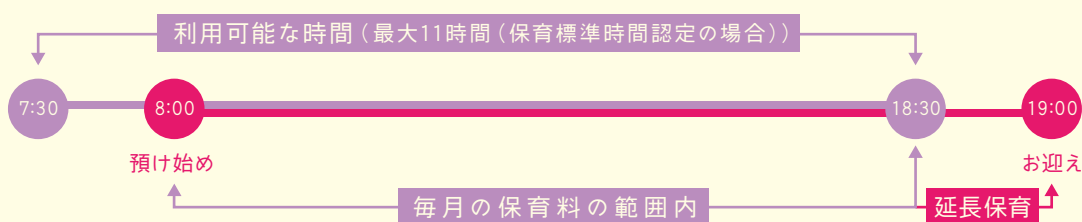
A 例えば、家庭での子育ての支援として、冠婚葬祭などの急な用事や短期のパート、リフレッシュしたい時などに利用できる「一時預かり」や、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援拠点」なども増やしていきます。

Q 保育標準時間認定（最大11時間）を受けると、
子どもを預け始めた時間から最大で11時間は、
追加料金なしで子どもを預けることができますか。
また、11時間を超えて子どもを預けることはできるのでしょうか。

A 保育標準時間認定の場合、各施設・事業者が定める「通常保育を行っている時間帯」の範囲内であれば最大11時間まで追加料金なしで子どもを預けることができますが、どの時間からも11時間は追加料金なしで利用できるということではありません。施設が定めた通常保育時間を超える場合は、延長保育をご利用いただき、別途延長保育料を負担していただく必要があります（ただし、利用している施設が延長保育事業を実施している場合）。

【例：通常保育を行っている時間帯を7時30分～18時30分までの11時間を設定している施設で、子どもを8時から預ける場合、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができるのは18時30分までとなります。子どもを19時まで預ける場合、18:30～19:00は延長保育となります。】

※保育短時間認定（最大8時間）も同様です。



Q 待機児童問題は解消されるのですか？

A 新制度ではお住まいの市町村が、今は働いていないが保育所に入ることができれば働きに出たいというような潜在的なニーズを含め、地域の幼児教育・保育のニーズを基に「事業計画」を策定し、受け皿の確保を計画的に進めています。

国においては、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、市町村における保育所整備などの取組を支援することによって、平成25年度から29年度末までに約40万人分の保育の場を確保し、待機児童を解消することを目指しています。



詳しくはホームページで

すくすくジャパン

検索



SNSでも発信しています



シンボルマーク（表紙）について…新制度の中心である子どもたちが、個性豊かに元気に演奏する姿は、絵本作家のふみさんのイラスト。豊かな環境のもとで子どもたちにすくすく育ってほしいという思いが込められています。ぜひご活用ください。

お問い合わせ先

●内閣府 子ども・子育て本部 Tel.03-5253-2111（代表）